

学事第686-1号
令和3年8月25日

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の
私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は8月17日に、本県の緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長することを決定しました。

本県の児童生徒及び教職員の感染状況は、夏季休業期間中にも関わらず、陽性者数が増加しており、家庭内感染だけではなく、多くの学校で部活動内のクラスターが発生しております。

これを踏まえ、県教育局では下記通知のとおり、対応することとしました。

私立専修学校及び私立各種学校におかれましては、県立学校と同様の対応をお願いします。

また、私立各種学校のうち小・中学校の課程に類する課程を置く学校におかれましては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

なお、修学旅行など泊を伴う校外行事や遠足など県境を超える校外行事については、学種を問わず、本県又は目的地が緊急事態宣言期間である場合には、原則中止又は延期とするようお願いします。

併せて、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年8月25日付け教高指第1246号

「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について（通知）」

○市町村立教育委員会教育長宛て通知

令和3年8月25日付け教義指第660号

「夏季休業期間終了後の市町村立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562